

2021年12月3日

にじの会利用者・ご家族の皆様
関係者の皆様

社会福祉法人にじの会
理事長 石崎 優仁

新型コロナウイルス感染対策・今後のにじの会の取組み－18

新型コロナウイルス新規感染は、日本では予想以上に減少傾向が続いていますが、北海道等で増加の傾向が出始めています。新たな変異ウィルスの発生と冬期の乾燥と換気不足・年末年始の行動活発化の影響により第6波の感染再拡大の可能性も指摘されています。また、ワクチン接種が進んだ欧米でワクチンの時間経過による抗体力低下で急激な感染再拡大が発生しており、3度目の追加接種が急がれる状態になっています。今後は「新型コロナウイルスと共存する社会」のあり方をつくっていく時期になっていると思われま

す。必要な時にワクチン接種やPCR検査を受けられる体制をつくり、感染拡大時の医療体制の整備を進めるとともに、感染予防策を採りながら社会活動を再開させていくこととなります。

にじの会では、毎月1回の一斉PCR検査を実施しており11月まで利用者・職員全員の陰性確認ができていますが、来年も引続きPCR検査を定期的に行い、ワクチンの追加接種も必要になると考えております。また、利用者・職員の陽性者発生の場合もBCP計画に沿って対応し施設内感染を防止できるよう感染発生時の検査・医療・隔離等の体制も引続き準備してまいります。

上記の「コロナ共存社会の方向性」の中で、にじの会の事業運営は、感染予防策を維持しながら社会活動を徐々に再開していく方向としております。皆様のご協力を引き続き宜しくお願いいたします。

1) 12月以降の事業運営は以下の通りですが、感染状況により変更の可能性もあります。

1. 行事等の予定

- | | | |
|-------------|-----------|-------------------|
| ①クリスマス会 | 12月24日(金) | 事業所別に実施 |
| ②成人式 | 1月7日(金) | 式のみ実施 |
| ③家族連絡会(全体会) | 3月26日(土) | 外部会場(三鷹産業プラザ等)で実施 |

2. 短期入所事業

- ①現在利用開始日前1カ月以内のPCR検査陰性確認者に限定して受入れていますが、にじの会通所利用者及び利用開始日の前1カ月以内の陰性確認者に限定した受入れを

当面継続します。

3. 就労事業の営業時間

①ハーモニーガーデンの営業は、火～金を17時まで、土曜は19時半までとしています。

②オーソレミオは17時まで、大沢ハーモニーは16時半までの営業を継続します。

4. 地域貢献事業

①買い物送迎支援事業は週3回の買物送迎支援と週1回の買物代行を10月以降実施しています。

②三鷹市内のこども食堂に月2回程度ハーモニーのパン・惣菜の無償提供を10月以降実施しています。

2) 12月以降のPCR検査実施予定については以下の通りです。

1. 一斉PCR検査は全利用者・役職員対象に来年も当面毎月1回実施します。

(就労事業のショップ・レストラン従事者は月2回実施します。)

2. 生活施設職員の毎週PCR検査は都の現物支給が継続される間実施します。

(障害者支援施設大沢にじの里・ホーム3カ所の職員対象)

3) 12月以降も継続する感染予防策

以下の感染予防策は継続して実施してまいります。

1. 通所利用者の感染予防策

①毎朝検温し平熱でないとき、咳等の症状があるときは自宅で静養し、必ず通院し医師の判断でPCR等の検査を受けてください。

②通所時は交通機関が混雑する場合は時差通勤し、マスク着用を徹底してください。

③夜間や週末の外出は人混みを避け、手指消毒や手洗い等の予防策を励行してください。旅行や外食は安全を確保できる場所・方法で行ってください。

④ご家族で体調が異常な方がいる場合、感染者と接触の可能性のある方がいる場合は、にじの会に連絡し通所は自粛してください。

⑤通所利用中は、手洗い・マスク着用の励行と登所時の検温を実行してください。

⑥送迎車利用時は、乗車前に検温・手指消毒を実行してください。

2. 入所・入居利用者の感染予防策

①毎日、朝・昼・夕の検温実施し、平熱でないときや咳等の症状があるときは活動を自粛し、配置医の診察・抗原検査等を受けるか通院を行います。

②毎日、手洗い・手指消毒を励行します。可能な人はマスク着用を行います。

③週末等の外出は、人混みを避け、安全な場所・方法での外出とします。

④週末等の帰宅時は、人混みへの外出は避け、外食も安全な店・場所で行います。旅行は安全を確保できる行先・方法で行ってください。

⑤ご家族の帰宅時送迎や面会の時は、事前に時間予約し玄関での送迎や会議室での

面会とし、許可された衣替えでの入室以外はフロア内に入らないようにしてください。

3. 外部者の施設入館の制限

- ①利用者の活動を指導する顧問・嘱託の人は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って活動に参加していただきます。
- ②外部からの研修受入れ（公務員研修・施設交流研修等）は安全性を確保できる場合実施します。
- ③特別支援学校等からの実習は、打合せの上、安全な方法で実施します。
- ④ハーモニー見学会は、安全な人数・方法で実施します。
- ⑤職員採用・利用希望者等の面接・実習は、随時、安全な方法で実施します。
- ⑥物品配達は玄関での受け渡しとし、マスク着用で実施します。
- ⑦施設内での作業（修理・点検等）者は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って作業を行います。
- ⑧施設内での取材希望については、取材者の感染防止策を検討し安全な場合は許可します。

4. 日中活動時の感染予防策

- ①支給金外出・事業所メンテ活動等の施設外活動は、安全な場所・方法での外出に限定します。
- ②外部の体育館等の使用は、安全な方法で実施します。
- ③昼食時は食堂での3密を避けるよう、各工房での食事や時差昼食等を実施します。

以上のように、手洗い励行（手指消毒）・マスク着用・人の間隔確保・タッチポイント消毒を重視し、密集・密閉・密接の3密防止と換気の励行、外部での人との接触を減らす方法で、接触感染・飛沫感染を中心に感染予防策を継続していきます。